

富田林市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間提案制度の一環として、新たな財源を確保することで施設の安定的な維持管理や魅力の向上を図るとともに、企業等の広報活動や社会貢献活動に資するため、市の施設等に愛称を命名する権利を企業等に付与する富田林市ネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 公共施設等に企業名、商品名等に関連した名を命名する権利を付与することをいう。
- (2) ネーミングライツパートナー 市とネーミングライツ事業の契約を締結した企業等をいう。
- (3) 愛称 ネーミングライツパートナーにより命名された公共施設などの名をいう。
- (4) 名称 施設の設置に関する条例で定められた施設の正式名称(条例により定めることができるものと規定されているものを含む。)をいう。
- (5) 通称 公共施設等の名であって、条例等で定められていないものの市民に親しまれ広く用いられているものをいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障が生じない方法によって対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないように実施しなければならない。

- 2 市長は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称が通称となるように積極的な周知に努めるものとする。
- 3 市長は、ネーミングライツ事業のために施設等の名称を変更しない。
- 4 市長は、ネーミングライツ事業を導入した施設であっても、相当と認める場合は、名称を使用することができる。

(ネーミングライツ事業の対象施設)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、市の公の施設とする。ただし、市が相当でないとした施設等については、この限りでない。

(ネーミングライツパートナーの資格)

第5条 ネーミングライツパートナーは、提案内容を自ら主体となって実施でき

る個人、法人その他団体とする。

2 次のいずれかに該当する事業者は、ネーミングライツパートナーになることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (3) 市税の滞納がある事業者
- (4) 富田林市広告事業実施要綱（平成29年富田林市要綱第27号）第3条第2項に該当する事業者
- (5) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) たばこ（電子たばこ等を含む。）の製造又は販売を業とする事業者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業者
（愛称の内容）

第6条 ネーミングライツ事業による愛称の内容は、施設の性質等に応じて、公募の際に募集要項で定めるほか、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 富田林市広告事業実施要綱第3条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 市民及び利用者の誤解を招くおそれがないこと。
- (3) 第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害するおそれがないこと。
- (4) 大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）及び各種法令に違反していないこと。

（費用負担）

第7条 看板の表示変更に係る費用その他の愛称を使用することに伴う費用及び愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。ただし、新たなネーミングライツパートナーに変更されることに伴い生じる費用の負担については、施設の運営を妨げない限り新旧ネーミングライツパートナーが双方で協議の上、定めることができる。

（募集方法及び条件）

第8条 ネーミングライツ事業は、次に定める方法により行う。

- (1) 施設特定型 市が施設を選定し、当該施設につきネーミングライツパートナーを募集する方法
- (2) 施設提案型 ネーミングライツパートナーとなろうとする者（以下「応募者」という。）がネーミングライツを実施する施設を提案する方法

2 ネーミングライツ事業の募集は、市ウェブサイト又は広報誌への掲載等を通じた公募により行う。ただし、公募によることが相当でない場合は、この限りでない。

3 ネーミングライツの対価の下限額その他ネーミングライツ事業の応募に必要な事項は、各対象施設の募集要項に定める。

(応募)

第9条 応募者は、富田林市ネーミングライツ事業実施申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第10条 市長は、前条の規定による実施申込書を受理した場合、優先交渉者の選定は、別に定めるネーミングライツパートナー企業等選定委員会の審査に付する。

2 ネーミングライツパートナー企業等選定委員会における審査は、各施設の募集要項に定める選定基準に基づき、応募者が提案した愛称、ネーミングライツ料の額、応募者の状況等を踏まえるものとし、総合的に判断し、最も点数の高い応募者を優先交渉者として選定する。ただし、募集要項に最低基準点を設けた場合、審査により最低基準点を満たさなかった応募者は優先交渉者として選定しない。

3 市長は、前項の規定により審査された内容及び結果を尊重し、応募者に対する選定の可否を決定し、選定したときは富田林市ネーミングライツ事業優先交渉者決定通知書（様式第2号）により、選定しないときは富田林市ネーミングライツ事業審査結果通知書（様式3）により、応募者に通知するものとする。

4 優先交渉者の通知後は、特別の理由がある場合を除き、優先交渉者は辞退することができない。ただし、優先交渉者が辞退した場合は、次点の応募者が優先交渉者となる。

(契約)

第11条 市長は前条の規定により選定された優先交渉者との間で、提案書をもとに細部について協議の上で仕様書を作成し、本仕様書に基づき随意契約の方法によりネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約を締結した場合は、市長が定める期日までにネーミングライツ料を支払わなければならない。

3 ネーミングライツ事業の契約期間は5年期間とする。ただし、指定管理者制度を導入している施設においては、この限りでない。

4 ネーミングライツパートナーは、契約期間内に愛称を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情があると市が認める場合は、この限りでない。

5 ネーミングライツパートナーは、契約期間終了後のネーミングライツにおける募集に関し、従前と同一の愛称を引き続き使用する場合は、優先交渉者とする。ただし、市長が相当でないと認める場合については、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 市長は、ネーミングライツパートナーの行為が次のいずれかに該当すると認めるときは、ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができる。

- (1) ネーミングライツの承諾後の状況変化等により、愛称の内容が第6条に違反したとき。
- (2) ネーミングライツ料を指定期限までに納付しなかったとき。
- (3) ネーミングライツパートナーが法令等の規定に違反したとき。
- (4) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。
(ネーミングライツ料の還付等)

第13条 前条の規定による取消があった場合においては、既に納付されたネーミングライツ料その他の料金は還付されず、原状回復等に要する経費はネーミングライツパートナーの負担とする。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツに関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。